

○鳥取県港湾管理条例

昭和35年4月1日

鳥取県条例第6号

改正 昭和51年3月30日条例第21号

昭和56年3月27日条例第17号

昭和59年3月27日条例第11号

昭和61年3月22日条例第15号

昭和62年5月29日条例第24号

昭和63年3月28日条例第13号

平成元年3月24日条例第16号

平成4年3月24日条例第14号

平成5年3月26日条例第14号

平成7年3月10日条例第16号

平成8年3月26日条例第12号

平成9年3月25日条例第11号

平成10年3月24日条例第9号

平成11年3月12日条例第11号

平成11年6月22日条例第23号

平成12年3月28日条例第35号

平成13年3月28日条例第34号

平成14年3月29日条例第39号

平成15年3月18日条例第34号

平成15年10月14日条例第62号

平成16年3月30日条例第4号

平成16年3月30日条例第22号

(平成16年6月25日条例第36号)

平成16年6月25日条例第36号

平成16年10月15日条例第45号

平成18年3月28日条例第42号

平成20年10月21日条例第69号

平成22年3月23日条例第3号

平成23年3月18日条例第23号
平成26年3月25日条例第13号
平成28年3月25日条例第26号
平成29年10月17日条例第39号
平成31年3月15日条例第12号
平成31年4月26日条例第22号

〔鳥取県港湾施設管理条例〕をここに公布する。

鳥取県港湾管理条例

(平12条例35・改称)

(目的)

第1条 この条例は、港湾法(昭和25年法律第218号。以下「法」という。)の規定に基づき、
港湾の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(平12条例35・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において「港湾施設」とは、法第2条第5項に規定する港湾施設(同条第
6項の規定により港湾施設とみなされるものを含む。)のうち、県が管理するものをいう。
(昭61条例15・平12条例35・一部改正)

(制限区域等)

第2条の2 港湾施設のうち知事が指定する区域(以下「制限区域」という。)には、知事
が指定する期間(以下「制限期間」という。)内は立ち入ってはならない。ただし、立入
りの必要があるものとして規則で定める場合は、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定により制限区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により制限期間を指定したときは、規則で定める方法によりその
期間を公示するものとする。

(平16条例36・追加)

(禁止行為)

第2条の3 港湾施設においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 港湾施設の利用を妨げる行為
- (2) 港湾施設をき損し、又は汚損する行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、港湾施設の保全上又は管理上支障となるおそれのある
行為であつて規則で定めるもの

(平16条例36・追加)

(使用等の許可)

第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

- (1) 港湾施設をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 港湾施設の能力に照らして適当でないものであるとき。
- (3) 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものであるとき。
- (4) 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を荷役し、携帯し、運搬し、保管し、又は貯蔵するものであるとき。
- (5) 港湾施設の使用に当たり制限期間の指定を必要とする場合において、港湾施設を使用する日までに港湾施設の保全上又は管理上必要な措置をとることができないと認めるものであるとき。
- (6) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、港湾の開発、利用若しくは保全に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるものであるとき。

3 知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

- (1) 第9条第1項の規定により第1項又は次項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者
- (2) 当該申請に係る港湾施設を使用するのに必要な法令に基づく免許、許可又は資格を有しない者

4 第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る港湾施設に工作物その他の設備を設置し、又はこれらを変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

5 知事は、第1項及び前項の場合において、公益上必要があるときは、条件をつけることができる。

(平15条例62・平16条例22・平16条例36・平22条例3・一部改正)

(行為の許可)

第3条の2 ボートパークにおいて次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売業、業として行う役務の提供その他の営利を目的とする行為
- (2) 展示会、競技会、講習会等の開催
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ボートパークの管理上支障となるおそれがあるものとして規則で定める行為

2 知事は、前項の許可の申請が、次の各号のいずれにも該当する場合には、同項の許可を与えることができる。

- (1) 当該申請に係る行為が、前条第2項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 当該申請をする者（以下「申請者」という。）が、前条第3項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 申請者が、第9条第1項の規定により前項の許可を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者でないこと。
- (4) 申請者以外の者によるボートパークの利用に支障を及ぼすおそれがないこと。

3 前条第5項の規定は、第1項の場合について準用する。

（平16条例22・追加）

(使用期間等)

第4条 港湾施設の使用期間及び前条第1項の許可を受けた行為を行うことができる期間は、1年以内（港湾施設用地に工作物を設置する場合にあっては、5年以内）とする。ただし、期間の更新を妨げない。

（平5条例14・平15条例34・平16条例22・一部改正）

(使用料)

第5条 第3条第1項又は第4項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。

- 2 知事は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、港湾施設の使用又は工作物その他の設備の設置（以下「港湾施設の使用等」という。）ができない期間が生じたときは、当該期間に係る使用料を還付することができる。
 - (1) 知事が、第10条第1項の処分をし、又は必要な措置を命じたとき。
 - (2) 使用者が、災害その他の使用者の責めに帰することができない事由により港湾施設

の使用等ができないとき。

(3) 使用者が、港湾施設の使用等の開始の日の5日前までに当該港湾施設の使用等をしない旨を申し出たとき。

(平12条例35・全改、平15条例62・平16条例22・一部改正)

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

(平12条例35・旧第8条繰上)

(譲渡又は転貸等の禁止)

第7条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(平12条例35・旧第9条繰上)

(港湾施設の滅失き損)

第8条 その責めに帰するべき事由により港湾施設を滅失し、又はき損した者は、知事の指示によって原状に回復し、又はこれによって生じた損害を賠償しなければならない。

(平12条例35・旧第10条繰上、平16条例36・一部改正)

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項、第3条の2第1項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。

(2) 第3条第5項（第3条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による許可条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき。

(4) 知事が指定した期日までに使用料を納付しないとき。

(5) 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れたとき。

2 前項の規定による処分により生じた損失は、当該処分を受けた者の負担とする。

(平12条例35・旧第11条繰上・一部改正、平15条例62・平16条例22・一部改正)

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、使用者又は第3条の2第1項の許可を受けた者に対し前条に規定する処分をし、又は必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(平12条例35・旧第12条繰上、平16条例22(平16条例36)・一部改正)

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、港湾施設の使用を終了したとき又は前2条の規定により使用の許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

2 使用者は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

(平12条例35・旧第13条繰上・一部改正)

(監督処分)

第11条の2 知事は、第2条の2第1項ただし書に規定する場合を除き、制限区域内に立ち入ろうとする者又は立ち入った者に対し、制限区域内への立入りの中止、制限区域からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

2 知事は、第2条の3各号に掲げる行為（以下「禁止行為」という。）をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、禁止行為の中止、港湾施設からの退去その他必要な措置を命ずることができる。

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設を使用した者
- (2) 第3条第4項の許可を受けないで同項の設備を設置し、又は変更した者
- (3) 第3条の2第1項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為を行った者

(平16条例36・追加)

(占用料及び土砂採取料)

第12条 法第37条第1項第1号若しくは第2号又は第56条第1項の許可を受けた者（以下「占用者等」という。）は、別表第2に定めるところにより、占用料又は土砂採取料（以下「占用料等」という。）を納付しなければならない。

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占用する物件（以下「占用物件」という。）の所在地が地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占用物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当

該占用物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。

- 3 知事は、特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。
- 4 既納の占用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合において、法第37条第1項第1号若しくは第2号又は第56条第1項の許可に係る行為（以下「占用等」という。）ができない期間が生じたときは、当該期間に係る占用料等を還付することができる。
 - (1) 占用者等が、災害その他の占用者等の責めに帰することができない事由により占用等ができないとき。
 - (2) 占用者等が、占用等の開始日の5日前までに当該占用等をしない旨を申し出たとき。
- 5 詐欺その他不正の行為により占用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を納めなければならない。

（平12条例35・追加、平16条例22・平16条例45・一部改正）

（原状回復の義務）

第13条 占用者等は、占用若しくは土砂の採取の期間が満了したとき、占用若しくは土砂の採取を廃止したとき又は法第56条の4第1項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに、水域又は公共空地を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- 2 占用者は、前項の規定により水域又は公共空地を原状に回復したときは、速やかに、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

（平12条例35・追加）

（罰則）

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第5項の規定による許可条件に違反して使用した者
 - (2) 第3条の2第3項において準用する第3条第5項の規定による許可条件に違反して第3条の2第1項の許可に係る行為を行った者
 - (3) 第6条又は第7条の規定に違反した者
 - (4) 第11条の2第1項から第3項までの規定による知事の命令に従わない者
- （平7条例16・平12条例35・平15条例62・平16条例22（平16条例36）・平16条例36・一部改正）

第15条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(平12条例35・一部改正)

(権限の委任)

第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(平18条例42・追加、平31条例12・一部改正)

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平12条例35・追加、平18条例42・旧第16条繰下・一部改正、平31条例12・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。
- 2 港湾埋立地使用料条例(昭和14年6月鳥取県条例第11号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際現に旧条例第1条に規定する許可又は承認を受けている者の中、物揚場を使用しているものについては、当該許可又は承認にかかる期間に限り、その他の港湾施設を使用しているものについては、この条例施行の日から起算して1年間に限り、この条例第3条第1項に規定する許可を受けたものとみなす。
- 4 前項の規定により許可を受けたものとみなされた者がすでに納付し、又は納付すべき使用料の額については、なお、従前の例による。

附 則(昭和51年条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年条例第17号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則(昭和59年条例第11号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、第4条の規定は、同年5月1日か

ら施行する。

附 則（昭和61年条例第15号）

この条例は、昭和61年4月23日から施行する。

附 則（昭和62年条例第24号）

この条例は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第13号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第5条の規定は、昭和63年5月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第16号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。ただし、第28条の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第14号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第14号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第16号）

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第12号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。ただし、第16条中第17条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して20日を経過した日から、第20条の規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第11号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第26条の規定 平成9年5月1日

附 則（平成10年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第11号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第15条の規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第23号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成11年規則第62号で平成11年10月1日から施行）

附 則（平成12年条例第35号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第8条中鳥取県港湾施設管理条例別表船舶のための給水施設の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

附 則（平成13年条例第34号）抄

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

（3） 第6条の規定 平成13年5月1日

附 則（平成14年条例第39号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 略

（2） 第7条の規定並びに第14条中鳥取県警察手数料条例第2条第1項第39号及び第41号の改正 平成14年5月1日

（鳥取県港湾管理条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第7条の規定による改正後の鳥取県港湾管理条例（以下「新港湾条例」という。）の規定は、第7条の規定の施行の日以後に新港湾条例第3条第1項の許可を受ける者の当該許可に係る使用料について適用し、同日前に第7条の規定による改正前の鳥取県港湾管理条例第3条第1項の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第34号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第62号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県港湾管理条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第3条第1項又は第3項の許可の申請について適用し、同日前に行われた改正前の鳥取県港湾管理条例第3条第1項の許可の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第4号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、規則で定める日から施行する。

（平成16年規則第60号で平成16年7月15日から施行）

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県港湾管理条例（以下「新条例」という。）第5条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第3条第4項の規定による許可を受ける者の当該許可に係る使用料について適用し、同日前に第1条の規定による改正前の鳥取県港湾管理条例（以下「旧条例」という。）第3条第3項の許可を受けた者の当該許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例第9条第1項の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新条例第3条第1項及び第4項の許可について適用し、同日前に行われた旧条例第3条第1項及び第3項の許可については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成16年条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第11条の2第3項第3号の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成17年規則第94号で平成17年10月15日から施行）

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例の一部改正)
- 3 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例（平成16年鳥取県条例第22号）の一部を次のように改正する。

〔次のように〕 略

附 則（平成16年条例第45号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第42号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第69号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第3号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の鳥取県港湾管理条例別表第1のポートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する桟橋を使用する場合の長さが6メートル未満の船舶を係留する場合に該当して使用料の額が1隻につき1年84,000円であった者であって、施行日以後に改正後の鳥取県港湾管理条例別表第1のポートパークの項の鳥取港のマリーナ港区に隣接する桟橋を使用する場合の長さが6メートル以上8メートル未満の係留施設を使用する場合に該当して使用料の額が1区画につき1年99,000円となるものに係る使用料の額については、平成26年3月31日までの間、改正後の鳥取県港湾管理条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ、それぞれ当該各号に定める使用料の額とする。

- (1) 平成23年5月1日から平成24年3月31日まで 1区画につき1年84,000円
- (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 1区画につき1年89,000円
- (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 1区画につき1年94,000円

附 則（平成26年条例第13号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第13条の規定 平成26年5月1日

附 則（平成28年条例第26号）

この条例は、平成28年5月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第39号）

この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

附 則（平成31年条例第12号）抄

改正 平成31年4月26日条例第22号

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第19条（鳥取県港湾管理条例第16条及び第17条の改正規定に限る。）の規定 公布の日

（平31条例22・一部改正）

附 則（平成31年条例第22号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

別表第1（第5条関係）

（昭61条例15・全改、昭62条例24・昭63条例13・平元条例16・平4条例14・平7条例16・平8条例12・平9条例11・平10条例9・平11条例11・平11条例23・一部改正、平12条例35・旧別表・一部改正、平13条例34・平14条例39・平16条例4・平16条例22・平20条例69・平23条例23・平26条例13・平28条例26・平29条例39・平31条例12・一部改正）

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区分			使用料	
				単位	金額
岸壁及び物揚場	鳥取港の商港区内外	総トン数が5トン	外航船舶	総トン数1トンに係留時間が6時間以下	3円

の7号岸 壁及び物 揚場以外 の岸壁及 び物揚場 を使用す る場合	以上の船 舶を係留 するとき。	つき	の場合	
			係留時間が 6時間を超 え12時間以 下の場合	4円50銭
			係留時間が 12時間を超 え24時間以 下の場合	6円
			係留時間が 24時間を超 える場合	6円に24時間を超 える部分 6時間までご とに 1円50銭を加算 した額
外航船舶以外 の船舶	総トン数 1トンに つき		係留時間が 6時間以下 の場合	3円30銭
			係留時間が 6時間を超 え12時間以 下の場合	4円95銭
			係留時間が 12時間を超 え24時間以 下の場合	6円60銭
			係留時間が 24時間を超 える場合	6円60銭に24時間を 超える部分 6時間ま でごとに 1円65銭を 加算した額
貨物の一時置場として使 用するとき。			使用面積 1平方メート ルにつき 使用期間（荷 役の日を除く。）のう	6円60銭

		ち15日までの1日	
		使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日を超える1日	8円80銭
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	1隻につき1日	820円
		1隻につき1月	8,200円
		1隻につき1年	82,000円
ボートパーク	鳥取港のマリーナ港区に隣接する桟橋以外の桟橋を使用する場合	長さが8メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月 6,500円
		長さが8メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1年 65,000円
		長さが6メートル未満の係留施設を使用する場合	1区画につき1月 8,200円
		長さが6メートル以上の係留施設を使用する場合	1区画につき1年 82,000円
		長さが6メートル未満の船用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月 7,400円
		長さが6メートル以上の船用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1年 74,000円
鳥取港のマリーナ港区内の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船用の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月 9,900円
		長さが6メートル以上の船用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1年 99,000円
		長さが6メートル未満の船用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月 3,700円
	長さが6メートル未満の船用の陸上保管施設を使用する場合	長さが6メートル未満の船用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1年 37,000円
		長さが6メートル未満の船用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月 5,000円

		トル以上 8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき 1年	50,000円
		長さが8メートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき 1月	6,300円
		長さが8メートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき 1年	63,000円
荷役機械	クローラクレーンを使用する場合		1時間につき	15,290円
	グラブバケットを使用する場合		1時間につき	8,660円
上屋	一般使用をする場合		使用面積 1平方メートルにつき使用期間のうち3日までの1日	12円5銭
			使用面積 1平方メートルにつき使用期間のうち3日を超え15日までの1日	17円60銭
			使用面積 1平方メートルにつき使用期間のうち15日を超え30日までの1日	23円5銭
			使用面積 1平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日	29円65銭
	専用使用をする場合		使用面積 1平方メートルにつき 1月	473円
野積場	未舗装の野積場を使用する場合	防塵柵があるとき。	使用面積10平方メートルにつき 1日	19円80銭
		防塵柵がないとき。		11円

		とき。		
舗装された野積場を使用する場合	じん 防塵柵がある とき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日		30円80銭
		使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日		41円80銭
	じん 防塵柵がない とき。	使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日までの1日		22円
		使用面積10平方メートルにつき使用期間のうち30日を超える1日		33円
船舶のための給水施設	知事が別に定める時 間内に使用する場合	外航船舶	給水量 1立方メートル	484円
		外航船舶以外の船舶	につき	532円
	知事が別に定める時 間外に使用する場合	外航船舶		726円
		外航船舶以外の船舶		799円

2 港湾施設用地

区分	使用料			
	単位	金額		
		非課税とされるもの	非課税とされるもの以外のもの	
工作物を設置する場合	建物	使用面積 1平方メートル	630円	693円
		につき 1年		
	第1種電柱	1本につき 1年	630円	693円
	第2種電柱		970円	1,067円
	第3種電柱		1,300円	1,430円
	その他の柱類		56円	61円

水管、下水 道管、ガス 管その他の 管類	外径が0.4 メートル 未満のもの	長さ1メートルにつき1 年	130円	143円
	外径が0.4 メートル 以上1メ ートル未 満のもの		340円	374円
	外径が1 メートル 以上のもの		670円	737円
看板又は広告板	表示面積1平方メートル につき1年	2,000円	2,200円	
その他の工作物	使用面積1平方メートル につき1年	630円	693円	
工作物を設置しない場合	使用面積1平方メートル につき1月	60円	66円	

備考

- この表において「非課税とされるもの」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 第1種電柱とは、電柱のうち3条以下の電線を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 使用面積若しくは表示面積、給水量若しくは長さが1平方メートル（野積場にあつては、10平方メートル。以下同じ。）、1立方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積、給水量若しくは長さ若しくは総トン数に1平方メートル、1立方メートル、1メートル若しくは1トン未満の端数があるときは、1平方メートル、1立方メートル、1メートル又は1トンとして計算する。
- 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又は

その期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあっては1月として計算し、港湾施設用地にあっては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5 1件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とする。

別表第2（第12条関係）

（平12条例35・追加、平15条例34・平16条例4・平20条例69・平26条例13・平31条例12・一部改正）

1 占用料

区分		単位	占用料			
			金額		非課税とされるもの	
			非課税とされるもの 以外のもの	市内の区域	町村の区域	市内の区域
工作物の設置を伴うもの	第1種電柱	1本につき1年	630円	530円	693円	583円
	第2種電柱		970円	820円	1,067円	902円
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,430円	1,210円
	その他の柱類		56円	48円	61円	52円
塔類	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,200円	1,100円
	その他の塔類	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100円	950円	1,210円	1,045円
水管、下水道管、ガス管その他の管類	外径が0.4メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	130円	110円	143円	121円

	外径が0.4 メートル 以上1メ ートル未 満のもの		340円	290円	374円	319円
	外径が1 メートル 以上のも の		670円	570円	737円	627円
標識		1本につき1年	900円	760円	990円	836円
看板又は広告板		表示面積1平方メートルにつき1年	2,000円	1,000円	2,200円	1,100円
通路（橋を含む。）		占用面積1平方メートルにつき1年	110円	70円	121円	77円
建物		占用面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	209円	143円
その他の工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	190円	130円	209円	143円
工作物の設置を伴わないもの	耕作地	占用面積1平方メートルにつき1年	7円	5円	8円	6円
	魚介養殖場	占用面積1平方メートルにつき1年	3円	2円	4円	3円
	貯木場	占用面積1平方メートルにつき1年	3円	2円	4円	3円
	その他のもの		90円	60円	99円	66円

2 土砂採取料

区分	採取料	
	単位	金額
土砂	1立方メートル	110円
砂利（かき込み砂利）	につき	154円
栗石		154円
転石	1個につき	110円に長径が50センチメートルを超える20センチメートルまでごとに110円を加算した金額

備考

- 1 非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1の備考1に規定する非課税とされるもの並びに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。
- 2 表示面積とは、広告塔、看板又は広告板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 栗石及び転石とは、次に掲げるものをいうものとする。
 - (1) 栗石 長径が8センチメートル以上30センチメートル未満のもの
 - (2) 転石 長径が30センチメートル以上のもの
- 4 占用面積、表示面積、物件の長さ若しくは採取量が1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又はこれらの面積、長さ若しくは量に1平方メートル、1メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、1平方メートル、1メートル又は1立方メートルとして計算するものとする。
- 5 占用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 6 別表第1の備考5の規定は、占用料等の額について準用する。